



## 公民館の使用について



- ◆ 公民館は、地域住民の生涯学習や地域づくりの活動の場として使用できます。
  
- ◆ 公民館は、鳥取市の公の施設です。次の場合は施設を利用できません。
  - 宗教・政治活動
  - 営利目的・個人的使用
  - その他館長が不相当と認めた場合
  
- ◆ 公民館を使用できる時間
  - 年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く、8時～22時
  
- ◆ 公民館を使用する場合
  - 責任者が来館、または電話で予約し、申込書にご記入ください。
  - 使用後は、「中郷地区公民館使用記録簿」にご記入ください。
  - 鍵は下記職員在勤時間に受け取り、使用後は郵便ポストにご返却ください。
  
  - （職員在勤時間）
    - 月～金曜日：9時～17時（年末年始・盆・祝日を除く）
    - その他：公民館事業実施時
  
- ◆ 使用上の留意事項
  - 使用後は、電気・冷暖房・換気扇のスイッチは確実に切ってください。
  - 調理室を使用した場合は、ガス・水道の栓は確実に閉めてください。
  - 使用した部屋は必ず清掃し、備品等は所定の場所に戻してください。
  - 施設、設備、備品等に破損、故障が生じた場合は必ず連絡してください。
  - 出されたゴミは、お持ち帰りください。
  - 窓・玄関の鍵は確実に施錠してください。
  - 館内禁煙です。